家畜伝染病予防費の概要

国(農林水産省)

発生予防の取組

まん延防止の取組

口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の発生

- ・ 患畜・疑似患畜のと殺、焼埋却等
- 移動制限区域の設定

- ・ 消毒ポイントの設置
- ・ 発生状況確認のための検査

V

都道府県

- 家畜防疫員の旅費【法第60条第1項第1号:10/10】
- 動物用生物学的製剤 (ワクチン等)の購入費 【法第60条第1項第5号: 1/2】
- 薬品(消毒薬等)の購入費 【法第60条第1項第7号:10/10】

等

都道府県

- 野生動物に使用する動物用生物学的製剤 (経ロワクチン等)の購入費 【法第60条第1項第6号: 1/2、10/10】
- 野生動物の検査、注射、薬浴等に要した費用 【法第60条第1項第8号: 1/2、10/10】
- ・ 衛生資材(保護衣、注射針等)の購入費 【法第60条第1項第9号:1/2】
- ・ 消毒ポイントの運営に要する費用 【法第60条第1項第10号: 1/2】
- 焼埋却に要する費用【法第60条第1項第11号: 1/2】
- ・ 移動制限等に起因する売上げの減少額等の 補填を行う場合の支援 【法第60条第2項: 1/2】



家畜の所有者

- と殺家畜に対する手当金【法第58条:評価額の1/3、4/5】
- ※ 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等 の疑似患畜については、特別手当金を交 付し、評価額の10/10を交付する。
- ・ 予防的殺処分を実施した場合の補償金 【法第60条の2:評価額の10/10】
- 焼埋却に要する経費患畜・疑似患畜【法第59条:1/2】予防的殺処分【法第60条の2:10/10】

家畜伝染病予防費負担金

患畜処理手当等交付金